

令和6年 No21

○国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

推進本部の再編及び構成員を明確化することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

推進本部の再編及び構成員を明確化することに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、役員会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第13号

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程（平成29年規程第21号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部改正について

改正理由：推進本部の再編及び構成員を明確化することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 オフィスは、東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い、分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに、<u>全学戦略・広報本部</u>と連携をとりながら入試広報を進め、継続的に優秀な学生を確保することにより、本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織) 第4条 オフィスは、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) <u>入試を所掌する副学長</u> (2)～(6) 〔省略〕 2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第2条 オフィスは、東京学芸大学（以下「本学」という。）のアドミッションポリシーに基づく入学者選抜を実施するための調査研究を行い、分析したデータを基に中長期的な入学者選抜方法の在り方等を検討するとともに、<u>戦略評価推進本部及び広報戦略推進本部</u>と連携をとりながら入試広報を進め、継続的に優秀な学生を確保することにより、本学の教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織) 第4条 オフィスは、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) <u>学長が指名する理事又は副学長 1名</u> (2)～(6) 〔省略〕 2～4 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>